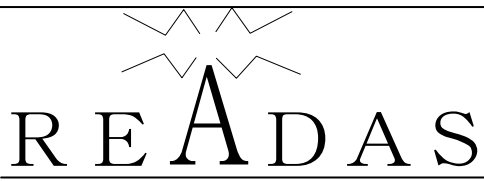


第 5306 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月 8日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 金を譲渡した場合

Q：自分が所有している金を売ろうと思っています。どのような取扱いになりますでしょうか？

A：総合課税の対象になる譲渡所得になります。

【解説】

金の売買を商売にしている人以外の方が金を譲渡した場合は、総合課税の対象になる譲渡所得となりますので、給与所得など他の所得と合算して所得税が課せられることとなります。

譲渡所得の金額は、所有期間が5年以下か、5年超かで次のように違ってきます。

① 5年以下の場合

- ・ 売却価額－（取得価額＋売却費用）＝譲渡益
- ・ （金の譲渡益＋金以外の総合課税の譲渡益）－特別控除50万円＝課税譲渡所得

② 5年超の場合

- ・ 売却価額－（取得価額＋売却費用）＝譲渡益
- ・ （金の譲渡益＋金以外の総合課税の譲渡益）－特別控除50万円＝譲渡所得の金額
- ・ 譲渡所得の金額×1/2＝課税譲渡所得金額

この場合、譲渡所得の特別控除の額は、その年の金地金の譲渡益とそれ以外の総合課税の譲渡益の合計額に対して50万円で、これらの譲渡益が50万円以下のときはその金額が限度となります。

また、①と②の両方の譲渡益がある場合は、特別控除額は両方合せて50万円が限度となり、この場合には、①の譲渡益から先に控除することになります。

